解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十九日

島根県邑智郡川本町大字川本二七九番地

社団法人川本高校卒業生会

清算人　小田　泰敬

決算公告

平成二十五年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	二八六、三七七
合計	二八六、三七七
負債及び純資産の部	
流動負債	一八〇
株主資本	二八六、一九六
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	二七六、一九六
その他利益剰余金	二七六、一九六
（当期純損失）	（一、四九七）
合計	二八六、三七七

平成二十五年十一月十九日

東京都調布市布田四丁目二〇番地二

株式会社石原インターナショナル

代表取締役　石原まき子

配当公告

松山市室町二丁目三番一二号

破産者　丸二青果有限会社

右の者に対する松山地方裁判所平成二十二年（フ）第一九二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金六三六、九八四円

一般債権　金一二六、〇六九、八二三円

一、配当することのできる金額

優先債権　金六三六、九八四円

一般債権　金一九、二四〇、一九九円

平成二十五年十一月十九日

松山市千舟町四丁目五番地二平成ビル四階

破産管財人　山下　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市行仁町九番地、最後の住所福島県会津若松市城西町四番二五号県営住宅七棟一二号　被相続人　亡　佐藤　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十九日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　一ノ瀬美枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県守谷市御所ケ丘五丁目五番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鈴木　則夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十九日

茨城県龍ケ崎市寺後三六三五番地小形ビル二〇三

相続財産管理人　弁護士　明石　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市下タ林六四番地、最後の住所富山県富山市月岡東緑町四丁目九番地

被相続人　亡　永瀬　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十九日

富山市堀端町二番二号

相続財産管理人　山本　尚宗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市長土塀一丁目二一六番地、最後の住所石川県金沢市長土塀一丁目一三番一四号

被相続人　亡　髙階　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十九日

石川県金沢市大手町九番八号　弁護士法人米澤・宮前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮前　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田郡有田川町大字徳田二〇〇番地一号、最後の住所京都府京都市左京区修学院中林町四五番地の九

被相続人　亡　神山　伸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十九日

京都府京都市中京区新椹木町通竹屋町上る西革堂町一八四オクムラビル二階

相続財産管理人　弁護士　若松　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区迎町五二番地、最後の住所大阪府大東市御供田一丁目九番七号

被相続人　亡　浦本　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十九日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字桜井六一三番地三九、最後の住所奈良県桜井市大字桜井六一三番地三九

被相続人　亡　田中　秀則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十九日

奈良市西大寺栄町三番二三号サンローゼビル四階秋篠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　卓司

第２期決算公告

平成25年11月19日

東京都千代田区外神田五丁目５番14号

株式会社ＦＰパートナー

代表取締役　大口　裕

貸借対照表の要旨

（平成25年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	26,385
	固定資産	22,781
	合計	49,167
負債及び純資産の部	流動負債	9,521
	固定負債	150,000
	株主資本	△110,353
	資本金	3,000
	利益剰余金	△113,353
	その他利益剰余金	△113,353
	（うち当期純損失）	（61,919）
	合計	49,167

第３期決算公告

平成25年11月19日

東京都千代田区外神田五丁目５番14号

ＦＰ外神田ビル

あんしんＦＰ株式会社

代表取締役　廣田　真史

貸借対照表の要旨

（平成24年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,623
	固定資産	1,469
	合計	20,093
負債及び純資産の部	流動負債	16,540
	資本金	3,552
	資本金	6,000
	利益剰余金	△2,447
	その他利益剰余金	△2,447
	（うち当期純利益）	（739）
	合計	20,093

決　算　公　告

平成25年11月19日

東京都千代田区九段南四丁目８番８号

株式会社東旅

代表取締役　植竹　孝史

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	29,101
	固定資産	6,376
	資産合計	35,477
負債及び純資産の部	流動負債	384
	固定負債	19,250
	株主資本	15,843
	資本金	39,324
	利益剰余金	△23,480
	その他利益剰余金	△23,480
	（うち当期純利益）	（4,946）
	負債・純資産合計	35,477